

1. バイオリソースセンター事業概要

生命科学研究において、生物実験材料(生物遺伝資源、バイオリソース)が必要不可欠であることは、言うまでもありません。しかし、我が国においては、バイオリソースの開発、保存と提供は個々の研究者の努力に委ねられていたところが多く、必要なバイオリソースを海外に依存したり、我が国で開発された貴重なバイオリソースが教官の退職により散逸してしまうことも散見されてきました。このような状況を打開したいという研究コミュニティからの 50 年来の要望に応じて、2001 年、理化学研究所が当センターを設立いたしました。

ほぼ同時期に、国の「科学技術基本計画」ならびに「知的基盤整備計画」にも、バイオリソース整備が唱われ、バイオリソースの収集、保存、提供は国が実施する重要な事業の一つとされました。2002 年には文部科学省が「ナショナルバイオリソースプロジェクト」を開始しており、当センターもプロジェクトの一員として参加いたしております。このように、当センターは、研究コミュニティの長年の努力と国の政策が実った結果であり、「信頼性」、「継続性」、「先導性」をモットーに事業を展開しています。また国際的な認知も受け始めております。

2. バイオリソースご寄託のお願い

研究の過程で開発した研究材料は、研究成果を公表後、他の研究者から要望があった場合は、提供することが研究コミュニティのエチケットとなっています。このことにより、他の研究者の研究の追試が可能となり、また科学研究全体の発展にも繋がります。一方では、優れた論文であればあるほど多くの提供依頼が届き、研究者自らがバイオリソースを準備して提供することは、研究者にとって時間的にもまた経済的にも大きな負担となり、研究の障害となりかねません。バイオリソースセンターの役割の一つは、研究者をそのような作業から解放することにあります。

同時に、各研究者、各機関から貴重なバイオリソースをバイオリソースセンターに移転し、後代に渡り利用を可能とすることは、我が国の知的基盤の構築に大いに貢献することになります。

○寄託のメリット

経費、スペース等 維持管理からの解放 	国内外からのリクエスト等、リソースの分与作業の負担軽減 	共同研究の機会拡大や 論文引用の増加 
異動・定年退職後の リソースの安全保管、利活用 	感染事故や交配ミス等の 事故の回避、危険分散 	理研 BRC 独自の制度: クレジット制度 

す。

以下が、使用条件の主な例です。

日本語	英語
研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。	In publishing the research results to be obtained by use of the BIOLOGICAL RESOURCE, an acknowledgment to the DEPOSITOR is requested.
研究成果の公表にあたって寄託者の指定する文献を引用する。	In publishing the research results obtained by use of the BIOLOGICAL RESOURCE, a citation of the following literature(s) designated by the DEPOSITOR is requested.
学術機関の学術研究に限る。	The availability of the BIOLOGICAL RESOURCE is limited to a RECIPIENT of a not-for profit organization for a not-for-profit research.
利用者は提供承諾書を用いて、事前に寄託者の承諾を得る。	Prior to requesting the BIOLOGICAL RESOURCE, the RECIPIENT must obtain approval from the DEPOSITOR using the Approval Form.
営利機関の利用希望者は、事前に利用条件等につき寄託者と合意し、提供承諾を得ること。	For use of the BIOLOGICAL RESOURCE by a for-profit institution, the RECIPIENT must reach agreement on terms and conditions of use of it with DEPOSITOR and must obtain a prior written consent from the DEPOSITOR.
利用者が本件リソースを使用して得られた研究成果に基づき特許等の申請、及び事業活動を行う場合は、寄託者と別途協議を行う。	RECIPIENT must contact the DEPOSITOR in the case of application for any patents or commercial use based on the results from the use of the BIOLOGICAL RESOURCE.

○譲渡について

当センターでは、寄託にあたっては、「譲渡」という制度もございます。「譲渡」とは、リソースの知的財産権等の権利も含めて当センターに移転していただくことを意味します。「譲渡」していただくことにより、提供にあたっての手続きが大幅に簡素化されることとなります。定年退官等で公職を離れる場合、また利用者からの様々な質問、要望に答えることが困難

であることが予想される場合には、「譲渡」をお奨めいたします。「譲渡」されたリソースは、当センターが責任を持って利用者に提供いたします。また、利用者がリソースを利用して得た成果について、譲渡者は知的財産権等を主張しないことになります。但し、譲渡者の皆様は譲渡後も譲渡したリソースを自由にお使いいただくことができますし、また譲渡にあたって、知的財産権に関する以外の使用条件、例えば「研究成果の公表にあたって謝辞の表明を必要とする。」、「研究成果の公表にあたって譲渡者の指定する文献を引用する。」を付加することができます。譲渡の際は、生物遺伝資源譲渡同意書をご利用下さい。どうぞ寄託に併せて、譲渡もご検討いただきますようお願いいたします。

○クレジット制度

寄託者、譲渡者の皆様に、当センターからの感謝の意を込めて、寄託数、譲渡数見合い分の同種類のバイオリソース(マウス1系統であればマウス1系統、細胞1株であれば細胞1株)を無償で当センターから提供いたします。是非ご利用下さい。

寄託、譲渡をご希望の方は、お気軽に是非一度各開発室にお問い合わせ下さい。